



県章

# 山形県公報

平成30年8月17日(金)  
第2970号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……809
- 種畜証明書の書換交付の通報……………(畜産振興課) ……810
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………811

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第627号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名 称  
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業及び小型機船底びき網漁業
- 2 (1) 加入区の名 称  
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 3 (1) 加入区の名 称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市湯野浜、宮沢及び金沢の区域の者が営むもの
- 4 (1) 加入区の名 称

鶴岡市加茂加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの

5 (1) 加入区の名称

鶴岡市加茂加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの

6 (1) 加入区の名称

鶴岡市加茂加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域

ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの

山形県告示第628号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

平成30年 8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
31806010002	豚	ランドレース種	コンクエスト ガッサン ヤマガ タ 1 0003 (日豚L種LL06 -A000040)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

山形県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年 8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

平成30年 8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字足野水字袖小屋436番 6 から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 8月20日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成30年8月17日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成30年8月21日（火） 午後2時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における平成31年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成31年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 平成31年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について
  - (4) 平成32年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について
  - (5) 平成31年度山形県公立学校教員人事異動方針について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人エイド・フォー・チャイルド・トラスト
  - (2) 代表者の氏名  
大川 聖也
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡三川町大字横山字土橋94番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、生まれた場所や境遇に関わらず、全ての子どもたちが「尊厳ある生活を送ることができる世界」を創造することを目的とする。上記の目的のもと、国や地域を問わず、恒久的な効果をもたらす事を重視した事業を草の根単位で実施する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 3. 20	第2928号	263	14	「の規定」を「及び第153条の 2第1項第2号ロからニまで の規定」	「まで」を「まで及び第153条 の2第1項第2号ロからニま で」